



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302

電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757

e-mail：hata50911@gmail.com

2023年の労務イベントとその対応

◆「賃金」に関する改正への対応

4月1日以降、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%（深夜割増賃金率は75%）となります（引上げ分の割増賃金支払いに代えて有給の休暇（代替休暇）の付与も可能）。就業規則等の見直しの要否とあわせて、残業の申請・承認、残業時間が長い従業員への健康管理も含めた注意喚起など、長時間労働を抑制する取り組みができていないか確認しておきましょう。

また、2020年4月以降賃金請求権の消滅時効期間が3年に延長されており、4月1日以降、過去3年分の賃金請求権が発生します。賃金不払いをめぐるトラブル予防のため、労働時間把握や集計、割増賃金計算などに不備がないか確認しておきましょう。

さらに、デジタルマネーによる賃金支払いも導入されます。若い従業員などが希望する可能性もありますから、対応を検討しておきましょう。

◆「データ公表義務」への対応

2022年7月施行の改正女性活躍推進法により、次の事業年度の開始後概ね3カ月以内での「男女賃金の差異」の情報公表が、301人以上の企業で義

務化されています。厚生労働省のデータベース等での公表のほか、働きやすさを示すデータとして募集時に活用されることも考えられます。義務化の対象となっていない企業においても対応を検討しておきましょう。

また、4月以降、常時雇用1,000人超の事業主に、育児休業等の取得状況の年1回公表が義務づけられます。江崎グリコ株式会社による昨年9月の調査で、パパ育休制度を認知している人の7割超が利用したいと回答するなど、利用しやすい環境が整っているか関心を集めていますので、こちらも対応を検討しておくといでしょう。

【厚生労働省リーフレット「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」】

【厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について」】

【厚生労働省「女性の活躍に関する「情報公表」が変わります」】

【厚生労働省「育児休業平均取得日数」を公表する場合の公表・計算例について」】

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」および「緊急雇用安定助成金」が3月で終了します

厚生労働省は、新型コロナウイルス対策として、休業手当を受け取れなかった人を対象に導

入した「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の受付を、令和5年3月31日までの休業をもって終了すると明らかにしました。

また、休業手当の一部を補助する企業向けの「緊急雇用安定助成金」の受付も、令和5年3月31日までの休業をもって終了します。

雇用情勢が回復し、コロナ禍前と同様に人手不足感が強まっていることなどを踏まえ、制度の打ち切りを決めました。利用されている方はご注意ください。

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象期間および申請期限

令和4年10月～令和4年11月に休業した場合の申請期限は令和5年2月28日まで、令和4年12月～令和5年1月に休業した場合の申請期限は令和5年3月31日まで、令和5年2月～令和5年3月に休業した場合の申請期限は令和5年5月31日までです。

◆緊急雇用安定助成金の申請期限

支給対象期間（1～3の連続する判定基礎期間）の末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。郵送またはオンライン申請による場合は、上記の日まで

に支給申請書等が労働局・ハローワークに到達していなければなりませんので、ご注意ください。なお、令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、令和5年5月31日まで（必着）です。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金受付終了のお知らせ」】

【厚生労働省リーフレット「緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です」を掲載しました】

企業年金の運用に企業責任義務化へ!?

◆貯蓄から投資の時代へ

政府は、企業等に蓄積された325兆円の現預金を、人・スタートアップ・GX・DXといった重要分野への投資につなげ、成長を後押しするとともに、我が国の家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要であるとして、「資産所得倍増プラン」を掲げました。そして、以下の7本柱の取り組みを一体として推進するとしています。

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
- ② 加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革
- ③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④ 雇用者に対する資産形成の強化

⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現

⑦ 顧客本位の業務運営の確保

◆企業による雇用者の資産形成に向けた強化

「資産所得倍増プラン」の柱の1つである「企業による雇用者への資産形成の強化」において、企業は、従業員が資産形成に関するアドバイスを得られるようにしたり、所得水準を上げたり、中小企業においては職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金（DC）、iDeCoが広がる取り組みを行ったりすることが求められます。

◆金融庁の狙い

「資産所得倍増プラン」に関連して、金融庁は、企業年金の運用について、企業自身も責任を負うように法律で義務付けるとしています（2022.12.5日経新聞）。企業型DCについて運用されない資産放置が約2,600億円あったり、確定給付企業年金（DB）では知識のない担当者が金融機関に任せきりで運用戦略がなかったり等、企業年金の運用に問題があるとして、2023年の通常国会で金融サービス提供法などの改正を目指しています。

今後、企業にどのようなことが課せられるのか、法改正を含めて動向を追う必要がありそうです。

【厚生労働省社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料「資産所得倍増プラン」】

2月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで>〔税務署〕

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

15日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>〔税務署〕
- ※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期>〔郵便局または銀行〕
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。